

# コロナナ 特別 貸付 返済

# 余裕がない中

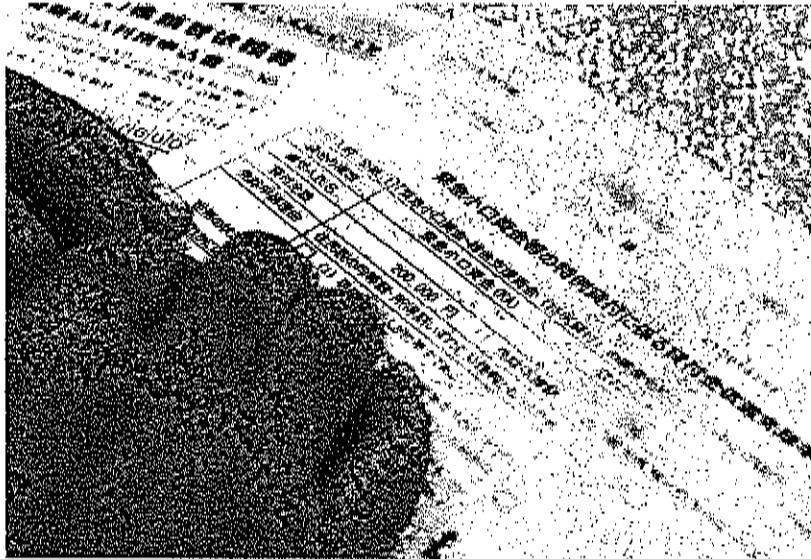
新型コロナウイルス感染症流行の影響で生活困窮した人に生活資金を貸し付けける緊急小口資金などの「特別貸付」の返済が、来年1月から始まります。コロナ禍や物価高が国民生活を圧迫する中、当事者・支援者は、返済免除対象の拡大を訴えています。（小酒井自由）

## 1月から

厚生労働省によると「特別貸付」の累計貸付決定件数は、約330万件以上（9月24日時点速報値）。1世帯で最大200万円の「備金返済」が待ち受けています。返済時に住民税非課税であれば免除の対象ですが、生活に余裕がないのに対象外の人もいます。

月3万円超す赤字

小林哲夫さん（81）は仮名、東京都荒川区に2021年3月末、新型コロナの影響で介護関係のアルバイトを失いました。ハローワークで仕事を探しましたがやはりコロナの影響で殆どする職が見つからず、同年5月に同区の社会福祉協議会から緊急小口資金



「特別貸付」の償還免除申請書を前に取材にこたえる小林さん＝東京都荒川区（画像を一部加工）

20万円を借りました。定年固執から始めた印刷業、11年前に廃業。その時につく

## 狭い免除対象「拡大して」

った親族への借金や消費税の延滞金の返済のために、アルバイトをしてきました。

月13万円の年金だけでは、1カ月の生活費は賅えません。今も仕事がなく、毎月3万〜4万円の赤字生活が続きます。

今年8月末、「特別貸付」の返済のため貯金口座振替依頼書を郵社会福祉協議会に郵送しました。返済期間は2年。「生活に余裕がないので返済を免除してほしい」という肩を落としています。

同区の免除対象は、▽生活保護の生活扶助を利用▽単身で給与年収100万円以下▽65歳以上、年収が年金のみで155万円以下など。厳しい条件です。小林さんの場合、年金が、年額200万円を超えるため対象外です。

### 実態考慮し柔軟に

「全国生活と健康を守る会連合会」の吉田松雄会長は「免除対象が狭く、生活困窮者でも対象外になる。これでは返済が始まると一層、生活が苦しみ始められることになる。対象の拡大が必須だ」と強調します。

新型コロナの収束や物価高騰の終わりが見えず、国民の生活負担は続きます。

吉田会長は「併せて、返済する人の生活実態を考慮した柔軟な対応も求められている」と指摘しています。